

令和7年度 第6回

魚沼市農業委員会総会議事録

令和7年9月

魚 沼 市 農 業 委 員 会

令和7年度第6回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 18名 定員 19名
欠席 1名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏 名	備 考
○		1	大 塚 寛	
○		2	貝 瀬 正 美	
○		3	高 橋 祐 次	
○		4	小 岩 孝 徳	議事参与の制限
○		5	韭 澤 芳 子	
○		6	井 口 恒 一 郎	
○		7	星 仁 右 ヱ 門	
○		8	星 野 幸 夫	
○		9	佐 藤 洋 一	
	○	10	浅 井 典 裕	
○		11	小 幡 中 治	
○		12	阿 達 正	
○		13	吉 田 久	
○		14	穴 沢 勝 也	
○		15	櫻 井 信 夫	議事参与の制限
○		16	佐 藤 陽 二	
○		17	瀧 澤 悟	
○		18	桑 原 正 文	
○		19	上 村 喜 久 雄	

(事務局)

出	欠	氏 名	備 考
○		星 野 崇	
○		星 野 巧	
○		櫻 井 紀 彦	
○		菅 井 智 弥	

令和 7 年度

第 6 回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

令和 7 年 9 月 2 5 日

日 程	議案番号	付 議 事 件
1		開会宣言 9 時 30 分 報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について ____ 18 番 桑原 正文 委員 ____ ____ 3 番 高橋 祐次 委員 ____
3	報告第 1 号 報告第 2 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
4	議案第 1 号 議案第 2 号 議案第 3 号 議案第 4 号 議題第 5 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 農地法の適用を受けない事実確認の決定について 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
5		その他 閉会宣言 10 時 25 分

令和 7 年度 第 6 回魚沼市農業委員会総会議事録

令和 7 年度第 6 回魚沼市農業委員会総会は、令和 7 年 9 月 25 日魚沼市役所本庁舎 3 階 301、302 会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙 1 のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙 2 のとおりである。

事務局（星野事務局長）

本日の出席状況でございますが、議席番号 10 番の浅井典裕委員から欠席との連絡がありました。また、議席番号 14 番の穴沢委員については、10 分程度遅れるとの連絡がありました。委員定数 19 名のうち現時点で 17 名の委員の出席でございます。魚沼市農業委員会会議規則第 7 条の規定による定足数に達しておりますので、定刻でございますので、ただ今から令和 7 年度第 6 回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶いただきます。

（時刻は 9 時 30 分）

上村会長
（挨拶）

会 務 報 告

議 長（上村会長）

それでは、日程第 1 報告事項会務報告、事務局長お願いします。

事務局（星野事務局長）

9 月 10 日の強風による農業関係被害報告、主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続きまして、部会報告をお願いいたします。

第 1 地区部会会長（菰澤芳子委員）

第 1 部会では、特に報告するようなことはありません。第 1 部会の皆さんは、総会終了後話し合いを持ちたいと思いますので、お残りください。以上です。

第 2 地区部会会長（櫻井信夫委員）

第 2 部会も特に報告・連絡事項はありません。

第 3 地区部会会長（佐藤洋一委員）

第 3 部会も報告事項は特にございません。

議 長（上村会長）

第4部会長は欠席ではありますが、第4部会の方で何かありますでしょうか。
（特になし）

事務局（星野係長）

第3部会も総会終了後、残ってもらえますでしょうか。

議 長（上村会長）

事務局から、第3部会も総会の後お集まりいただきたいということでよろしく
お願いいたします。

議 長（上村会長）

それでは、報告事項につきましてそれぞれ報告いただきました。内容につきまして、質問・ご意見のある方はご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、次に進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議 長（上村会長）

日程第2議事録署名委員の指名について、会議規則第14条に掲げてあります。
議長に指名を一任願えますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、指名をさせていただきます。まず、議席番号18番桑原正文委員及び
議席番号3番高橋祐次委員の両名を指名いたします。

農地法第18条第6項の規定による届出について

議 長（上村会長）

続いて、日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、
事務局の報告をお願いいたします。

事務局（菅井主事）

議案書の3ページをご覧ください。

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、今月は12
件、25筆、34,434㎡の届け出がありました。番号が1から始まるものについては
賃貸借の契約、2から始まるものについては使用貸借の契約になります。

解約の理由は、賃借人への売却、第3者に利用権設定、契約内容の変更、第3
者に売却、農地転用のためとなっています。詳細については事前配付のとおりと
なります。説明は以上です。

議 長（上村会長）

報告第 1 号につきまして、事前配付ということで目を通していただけたかと思います。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。
「なし」の声あり。

特にないようですので、報告第 1 号につきましては、事務局の報告のとおりといたします。

農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

議 長（上村会長）

続いて、日程第 3 報告第 2 号農地法第 3 条の 3 の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（菅井主事）

議案書の 7 ページをご覧ください。

報告第 2 号農地法第 3 条の 3 の規定による届出について、今月は 12 件受理しました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けがされている農地があります。相続人は市外の方もおりますが、今後も市内の方が継続して耕作されていくものと思います。

なお、権利取得期日から年数が経っている届け出については、相続手続きの遅れ等により司法書士から提出のあった申請もあります。説明は以上です。

議 長（上村会長）

報告第 2 号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。
「なし」の声あり。

特にないようですので、報告第 2 号につきましては事務局の報告のとおりといたします。

農地法第 3 条の規定による許可申請について

議 長（上村会長）

続いて、日程第 4 議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星野係長）

議案書の 9 ページをご覧ください。

日程第 4 議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、今月は所有権移転売買 1 件、所有権移転贈与 3 件、賃借権設定 2 件、使用賃借権設定 2 件です。

整理番号1 申請地 **** 畑 98 m²
権利種別 所有権移転 売買 **** 円
譲受人 ****
譲渡人 ****

申請の理由は、農業を始めるためです。譲渡人は市外に住んでおり耕作ができないため、譲受人に住宅と農地を売買することで合意に至ったものであります。譲受人は農業経験はありませんが、農業を始めるために近所に住んでいる兄と協力し作業するとのことであり、また申請地は譲受人の自宅裏であり、効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号2 申請地 **** 田 464 m²
権利種別 所有権移転 贈与
譲受人 ****
譲渡人 ****

申請の理由は、耕作便利のための要望です。譲渡人は市外に住んでおり、財産処分の意向で、譲受人に住宅を売買し、農地を贈与することで合意に至ったものであります。申請地は譲受人の住宅に隣接しているため耕作が便利であり、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号3 申請地 **** 田ほか9筆 合計 3,329 m²
権利種別 所有権移転 贈与
譲受人 ****
譲渡人 ****

申請の理由は、経営規模の拡大の要望です。譲渡人が県外に住んでおり、耕作ができず譲受人により耕作されてきましたが、この度贈与の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は農業経験が十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号4 申請地 **** 畑ほか4筆 合計 1,098 m²
権利種別 所有権移転 贈与
譲受人 ****
譲渡人 ****

※申請地***のみ1/6が****共有名義

申請の理由は、譲渡人の要望です。譲渡人は市外に住んでおり耕作ができないため、この度、今まで耕作をしていた親戚の譲受人と贈与の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は農業経験がありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号5 申請地 **** 田 1,655 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料**** 円/10a
契約期間 令和7年12月1日から令和17年11月30日 10年間
借受人 ****
貸付人 ****

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。10年間の賃貸借契約が満了するため、再度賃貸借契約するためです。また、申請地が隣接しており、利便性が高く耕作便利であり、借受人は大型機械を所有してい

るため、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号6 申請地 ***** 田ほか6筆 合計 4,971 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料*****円 (*****円/10a)
契約期間 令和7年12月1日から令和17年11月30日 10年間
借受人 *****
貸付人 *****

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。10年間の賃貸借契約が満了するため、貸付人が県外に住んでおり、耕作ができないため再度賃貸借契約するためです。借受人は大型機械を所有しているため、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号7番は、農業者年金受給のための使用貸借権再設定ですので、説明を省略させていただきます。

整理番号8 申請地 ***** 田ほか1筆 合計 807 m²
権利種別 使用貸借権設定
契約期間 令和7年12月1日から令和12年11月30日 5年間
借受人 *****
貸付人 *****

申請の理由は、農業経営の効率化を図るためです。5年間の賃貸借契約が満了するため、再度賃貸借契約するものです。申請地は借受人の耕作地と集団化しており、作業効率が良いためです。借受人は大型機械を所有しているため、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

以上、整理番号1番から8番につきまして、議案書に記載のあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件の全てを満たすと考えます。
第1号議案については以上です。

議 長（上村会長）

議案第1号につきまして、事務局に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

穴沢勝也委員

整理番号1番ですが、取得した農地を畑として利用するということが、先ごろ電話で畑として利用するということを確認いたしました。耕運する機械等々はすぐ近くに兄が住んでおられるので、すぐ借りられるということなので、農業経験はありませんが、兄は農業経験がありますので、色々教えながら耕作をしていくということなので問題ないかと思えます。

高橋祐次委員

整理番号2番ですが、譲受人と現地確認いたしまして、家の裏でしたので、問題なく耕作していくと言っておりました。あとは、事務局の説明どおりです。問題ないと思えます。

佐藤陽二委員

整理番号3番ですが、9月21日に現地確認をしてきました。9月22日に譲受人と電話で話させていただいて、事務局の説明とおりで問題ないと思います。

櫻井信夫委員

整理番号4番ですが、譲受人は現に農地を所有しており、大型農業機械も所有して耕作している状況で、営農に支障をきたす恐れはないと認められます。あとは事務局の説明どおりです。以上です。

小幡中治委員

整理番号5番ですが、9月21日に貸付人とは仕事の関係で会えませんでした。貸付人の父親と会って話をさせていただきました。それから、9月22日に私と矢久保推進委員と2人で借受人と話をさせていただきました。借受人は大型機械を所有しておりまして、長年ここを耕作しているということで、この周りにつきましても借用している土地があり、問題なく耕作されているとのことで話をさせていただきました。

それから、賃貸料ですけれども、この辺は圃場整備済みの田であるために1反部1.5俵ということで契約させていただいているということで、少し賃借料が高くなっていますけれども、そのようなことで、この金額になっているということです。

申請地についてはもう稲刈りが終わった状態で問題なく耕作されています。あとは、事務局の説明のとおりです。以上です。

小岩孝徳委員

整理番号6番ですが、当該農地について9月21日に志田推進委員と借受人と現地確認を行いました。当該農地は以前から借受人が耕作しており、契約が切れたため更新するとのことでした。圃場はきれいに耕作されており、今後も耕作していくということですので、問題はないかと思われます。

議長（上村会長）

それでは、議案第1号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。

まず、所有権移転売買に関する整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、所有権移転贈与に関する整理番号2番・3番・4番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、賃貸借権設定による整理番号5番・6番について、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、使用貸借権に関する整理番号7番・8番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請についての整理番号 1 番から 8 番まで、異議なしと認め許可いたします。

農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議 長（上村会長）

続いて、日程第 4 議案第 2 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の 15 ページをご覧ください。

議案第 2 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、今月の申請は 1 件です。

なお議事参与の制限がありますので、小岩孝徳委員はご退席いただきます。

（小岩孝徳委員退席）

整理番号 1	申請地	*****	田	72 m ²
	申請人	*****		
	転用目的	駐車場敷地		
	申請概要	事業用駐車場		
	農地区分	第 2 種農地		
	判断理由	中山間地に位置する小規模で生産性の低い農地であるため		

申請人は現在、申請地近隣において農業関連の事業を営んでおりますが、所有する車の台数が増え、既存の駐車場では手狭となったため、申請地を転用し、隣接する駐車場と繋げて駐車場敷地として利用するため申請があったものです。なお、本申請地東側の隣接地については、本年 6 月の第 3 回総会において、第 5 条転用申請が許可され、既に駐車場として整備予定であり、隣地である本申請地と併せて駐車場として利用するものとなります。

議 長（上村会長）

議案第 2 号につきまして、事務局の説明に続きまして地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

大塚寛委員

整理番号 1 番ですが、9 月 21 日に志田推進委員と 2 人で現地を確認してきました。申請地は現に駐車場と隣接しており、利便性が良いため、駐車場を拡大して使用したいということでございました。また、申請地は非常に狭くて、先ほど説明があったとおり、大型機械も入らないような状態でもございましたので、今現在使われている駐車場を拡大して有効に使っていただいたほうが良いかと思われま

す。以上です。

議 長（上村会長）

議案第 2 号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。

議案第 2 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についての整理番号 1 番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可いたします。

（小岩孝徳委員着席）

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議 長（上村会長）

日程第 4 議案第 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の 17 ページをご覧ください。

議案第 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、今月の申請は 3 件です。

なお、整理番号 3 番については議事参与の制限がありますので、先に整理番号 1 番、2 番を説明いたします。

整理番号 1	申請地	*****	田	648 m ²
	譲受人	*****		
	譲渡人	*****		
	転用目的	***敷地及び通路		
	申請概要	***農業体験等実習用地及び***通路敷地		
	農地区分	第 3 種農地		
	判断理由	都市計画法に規定する用途地域が定められているため		
	権利種別	所有権移転 売買		

譲受人は現在、申請地の隣接地で***を運営していますが、南及び東側の申請地については***の外周道路として、北東の一部については、農業体験等の実習地として利用したいため転用申請があったものです。なお、本件は譲渡人が事前に行うべき農地転用許可申請を失念しており、昭和 50 年に***を新築し、譲受人と譲渡人が土地に関する賃貸借契約を始めた頃より、既に申請地を外周通路等として利用しており、また近隣住民が利用する通路としても利用しておりました。そのため、始末書が提出され、追認の案件となっております。

整理番号 2	申請地	***** 畑 261 m ²
	譲受人	*****
	譲渡人	*****
	転用目的	駐車場敷地
	申請概要	***** 駐車場として利用
	農地区分	第 3 種農地
	判断理由	住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんしているため
	権利種別	所有権移転 贈与

譲受人は現在、申請地北側において*****を運営していますが、この度、譲渡人より申請地の寄付の話があり、譲受人は以前より**の南側近くに駐車場を整備したいとの希望があったことから、寄付により申請地を譲り受け、駐車場として利用するため申請があったものです。なお、駐車台数については、乗用車で 6 台分、バスの場合は 2 台程度利用できる予定です。

整理番号 1 番、2 番についての説明は以上です。

議 長（上村会長）

議案第 3 号につきまして、事務局の説明に続きまして地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

阿達正委員

整理番号 1 番ですが、昨日、譲受人と話をしてきました。この土地についてですが、昭和 50 年頃からずっと田と道路通路でもあったわけですが、今回、申請地の一部は田として、田植えをして体験学習できるようにし、一部は道路として利用したいということで、譲渡人と話をし、改めて申請をするものです。特段周りには問題ないと思います。以上です。

上村喜久雄委員

整理番号 2 番ですが、9 月 20 日に譲受人に面談、また現地を確認させていただきました。申請地については、数年前から特に耕作はしておりません。保全管理をしていたような状態でございまして、近年、譲受人の所に観光バスが多く来るというような状況になったということで、近隣に駐車場等々を模索していたというところですが、ちょうど入り口のところで譲渡人が譲渡したいというような話があったということでございます。内容につきましては事務局が報告したとおりでございます。近隣住宅にあっては、譲受人の関係者というようなことで、特に問題ないです。

議 長（上村会長）

それでは、まず議案第 3 号整理番号 1 番、2 番について、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

それでは、特にないようですので、採決に入ります。

まず、議案第 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についての整理番

号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号2番について申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、整理番号1番、2番について、申請どおり許可いたします。

続いて、整理番号3番をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

次の整理番号3番についてであります。議事参与の制限により櫻井信夫委員はご退席いただきます。

（櫻井信夫委員退席）

整理番号3	申請地	*****	田	526 m ²
	譲受人	*****		
	譲渡人	*****		
	転用目的	一般住宅建築敷地		
	申請概要	一般住宅2階建て1棟及びカーポート建築		
	農地区分	第3種農地		
	判断理由	申請地のおおむね300m以内に、新潟県魚沼地域振興局があるため		
	権利種別	所有権移転	売買	

譲受人は現在、市内の賃貸住宅に夫婦及び子供と居住しておりますが、手狭になったこと等により、勤務先に近い市内に新築住宅及びカーポートを建築したいため、申請があったものです。

議長（上村会長）

議案第3号整理番号3番につきまして、事務局に続きまして地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

星仁右エ門委員

整理番号3番ですが、9月20日に譲受人から電話で説明を受けたのち、戸田推進委員と現地を見てきました。場所は*****の裏側で、地目は田となっておりますけども、今は何も耕作されておられません。詳細については事務局の説明のとおりですし、周囲は全部宅地ですので、別に問題ありません。

議長（上村会長）

それでは、整理番号3番につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特にないようですので、採決に入ります。

議案第3号整理番号3番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可いたします。

（櫻井信夫委員着席）

農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議 長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第4号農地法の適用を受けない事実確認の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の19ページをご覧ください。

議案第4号農地法の適用を受けない事実確認の決定についてを説明いたします。これは、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの確認を求めるものであり、いわゆる非農地証明となります。今回は1件、6筆、合計3,098㎡です。

整理番号1	申請地	*****	田ほか5筆	合計3,098㎡
	申請者	*****		
	新地目	原野		
	非農地の原因	いずれの地も約16年前に相続をしたが、元々採算が取れない農地であったこと、また、相続人が病気となったため耕作放棄となった。不整形地が多く、現況は雑草、雑木が繁茂している状況。***、***及び***番の間は高低差があり、耕作不便。***番にあっては北側に樹木が迫っており、近隣の耕作者に相談をしたが、土壌等の関係で耕作が困難とのことであった。以上のことから、農地への復元は困難であり、耕作不適・耕作不便。		

以上、1件につきまして、現地確認等の状況から変更に同意するものと考えます。説明は以上です。

議 長（上村会長）

議案第4号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。

議案第4号農地法の適用を受けない事実確認の決定についての整理番号1番について、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定いたします。

農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

議 長（上村会長）

続いて、日程第4議案第5号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星野係長）

議案書の21ページをご覧ください。

議案第5号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取を説明いたします。令和7年9月10日付けで農用地利用集積等促進計画案の意見聴取の依頼が魚沼市長より届いております。この農用地利用集積等促進計画につきましては、農業委員会の意見を聞くことになっておりまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見を求められたため、農業委員会の意見を決定するものです。従いまして、計画案に対してご意見がなければ、意見なしの旨を回答することをお諮りするものです。

利用権（設定）	件数	16 件
	筆数	81 筆
	面積	73,988.50 m ²

なお、促進計画については、市での公告は要せず、総会翌々月の県の公告によって効力が発生いたします。県の公告は令和7年11月28日からとなります。

ご審議よろしく申し上げます。

議 長（上村会長）

議案第5号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

皆様方、何かございませんでしょうか。

（特になし）

それでは、特にないようですので、採決に入ります。

議案第5号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についての整理番号1-1番から4-1番まで、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、申請どおり許可いたします。

その他

事務局（星野事務局長）

- ・委員の改選スケジュールで計画していた幹事会の日程調整について
- ・11月10日・11日の視察研修について

議長（上村会長）

それでは、本日提案の報告並びに議案それぞれの事項につきまして、慎重審議をいただきました。これをもって報告・議案事項については終了をさせていただきます。

（時刻は10時25分）

上記会議の内容は、令和7年度第6回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

令和7年10月27日

魚沼市農業委員会

議長	上村 喜久雄
----	--------

議席番号	18番	桑原 正文
------	-----	-------

議席番号	3番	高橋 祐次
------	----	-------